

仁井田浄水場等整備事業

設計及び建設工事請負契約書（案）
(変更版)

令和4年6月

秋田市上下水道局

- 1 事業名 仁井田浄水場等整備事業
- 2 事業場所 仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか）
豊岩浄水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）
豊岩取水場（秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7）
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月10日まで
設計期間：契約締結日の翌日から令和●年●月●日まで
施工期間：令和●年●月●日から令和10年3月10日まで
- 4 契約金額 ￥●一
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥●一
（注）「うち取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。
契約金額の内訳 設計費 ￥●一
施工費 ￥●一
- 5 契約保証金 ￥●一

仁井田浄水場等整備事業（以下「本事業」という。）について、以下のとおり請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約書において使用されている用語は、この契約書本文に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解するべき場合を除き、1頁及び2頁の「定義集」にて定義される意味を有するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と●●●●コンソーシアム（以下「乙」という。）の代表者である〔企業名〕（以下「代表企業」という。）及び各構成員（次に定める代表企業を含む。）が記名押印の上、甲及び代表企業が各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局

秋田市上下水道事業管理者

● ● ● ● 印

乙

●●●●コンソーシアム

(代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

目 次

定義集	1
第1条（総則）	3
第2条（指示等及び協議の書面主義）	4
第3条（一般的損害）	4
第4条（第三者に及ぼした損害）	4
第5条（法令変更による損害）	5
第6条（契約の保証）	5
第7条（権利義務の譲渡等）	6
第8条（著作権の譲渡等）	7
第8条の2（著作権等の譲渡禁止）	8
第9条、第9条の2（一括委任又は一括下請負の禁止等）	8
第10条（特許権等の使用）	9
第11条（調査職員）	10
第12条（監督員）	11
第13条（履行報告）	11
第14条（調査業務）	11
第15条（設計業務）	12
第16条（設計業務工程表）	12
第17条（管理技術者）	12
第18条（照査技術者）	13
第19条（管理技術者等に対する措置請求）	13
第20条（設計業務に係る貸与品等）	13
第21条（募集要項等と業務内容が一致しない場合の修補義務）	14
第22条（設計成果物の検査及び引渡し）	14
第23条（施工費内訳書）	15
第24条（近隣住民に対する説明及び環境対策等）	15
第25条（建設業務工程表）	16
第26条（現場代理人及び主任技術者等）	16
第27条（工事関係者に関する措置請求）	17
第28条（工事材料の品質及び検査等）	17
第28条の2（工事監理者の設置）	18
第29条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	18
第30条（建設業務に係る支給材料及び貸与品）	19
第31条（工事用地の確保等）	20
第32条（募集要項等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	20
第33条（臨機の措置）	21
第34条（工事目的物の検査及び引渡し）	21
第34条の2（中間検査）	22
第35条（部分使用）	22

第36条 (契約不適合等)	22
第37条 (履行遅滞の場合における損害賠償請求等)	24
第38条 (不可抗力による損害)	24
第39条 (火災保険等)	25
第40条 (設計費の支払)	26
第41条 (施工費の支払)	26
第42条 (前払金)	26
第43条 (前払金の使用等)	28
第44条 (義務違反による前払金の返還)	28
第45条 (契約金額の変更方法等)	28
第46条 (部分払)	28
第47条 (部分払金の支払をする場合の前払金の精算)	29
第48条 (部分引渡し)	29
第49条 (第三者による代理受領)	30
第50条 (前払金等の不払に対する業務中止)	30
第51条 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	31
第52条 (条件変更等)	32
第53条 (募集要項等の変更)	33
第54条 (乙の請求による履行期間の延長)	33
第55条 (甲の請求による履行期間の短縮等)	33
第56条 (履行期間の変更方法)	33
第57条 (契約金額の変更に代える募集要項等の変更)	34
第58条 (業務に係る乙の提案)	34
第59条 (業務の中止)	34
第60条 (甲の催告による解除権)	35
第60条の2 (甲の催告によらない解除権)	35
第60条の3	36
第61条 (暴力団等関与に対する甲の解除権)	37
第62条 (その他の甲の解除権)	37
第63条 (契約が解除された場合等の違約金等)	38
第64条 (乙の催告による解除権)	38
第64条の2 (乙の催告によらない解除権)	39
第65条 (解除の効果)	39
第66条 (解除に伴う措置)	39
第67条 (暴力団等からの不当介入の排除)	41
第68条 (あっせん又は調停)	41
第69条 (仲裁)	42
第70条 (情報通信の技術を利用する方法)	42
第71条 (補則)	42

定義集

- 1 「提示条件」とは、要求水準書その他の申込書類に示された甲の要求事項その他本件申込において甲が提示した一切の条件をいう。
- 2 「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項・要求水準書・様式集及びこれらの資料に関して実施方針の公表後に受け付けられた質問に対する甲の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- 3 「本件提案」とは、乙が本件申込において甲に提出した技術提案書その他の提案書類一式をいう。
- 4 「本件業務」とは、本事業において乙が受託し又は請け負って行う次の各業務をいう（詳細は、募集要項 第2、1、(11)の図表 14 に記載のとおり）。

(1) 調査業務

本契約事項（第14条及び第15条を除く。）では、設計業務の一部と捉え、設計業務にかかる規定に準じて履行する業務

ア 測量調査

イ 土質調査

ウ 埋設物調査

エ 周辺環境調査

オ 土壌汚染調査

カ 電波障害等調査

キ 説明会等実施支援

ク その他、要求水準書又は本件提案において調査業務として定められる事項

(2) 設計業務

ア 基本設計

イ 実施設計

ウ 設計に伴う各種申請書類等の作成

エ その他、要求水準書又は本件提案において設計業務として定められる事項

(3) 建設業務

ア 工事

イ 工事監理

ウ 建設に伴う各種許認可の申請

エ 施設の引渡し

オ 既存施設の撤去

カ その他、要求水準書又は本件提案において建設業務として定められる

事項

- 5 「調査報告書」とは、この契約に従い作成すべき調査業務に関する報告書をいう。
- 6 「設計成果物」とは、この契約に従い作成すべき設計業務に関する成果物をいう。
- 7 「工事目的物」とは、この契約に従い工事を実施し完成すべき施設、設備その他これに関連する附帯施設等のことをいう。
- 8 「本件成果物」とは、「調査報告書」、「設計成果物」及び「工事目的物」を総称していう。
- 9 「整備対象施設」とは、この契約に基づき乙が整備する施設・設備及び付属品等の全てをいう（整備する施設については、募集要項 第2、1、(8)の図表12に記載のとおり）。
- 10 「整備対象外施設」とは、募集要項 第2、1、(8)の図表12において、整備対象外施設とされている施設をいう。
- 11 「本施設」とは、整備対象施設と整備対象外施設を総称していう。
- 12 「募集要項」とは、本事業に関して甲が令和4年1月19日付けで公表した募集要項をいう。
- 13 「要求水準書」とは、本事業に関して甲が令和4年1月19日付けで公表した要求水準書をいう。

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、募集要項等及び本件提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約事項、募集要項等及び本件提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、本件業務を契約書記載の履行期間内に完了し、本件成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金を支払うものとする。
- 3 乙は、本件業務を遂行し、本件成果物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約事項及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約事項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、募集要項等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約事項及び募集要項等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。また、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 11 乙は、設計並びに土木、建築、機械設備及び電気設備工事を担う各企業により構成されるものとし（設計業務を担当する【設計企業名】を以下「設計企業」といい、土木、建築、機械設備及び電気設備工事を担当する【企業名】、【企業名】、【企業名】を併せて以下「建設企業」という。）、建設企業は施設の建設のために特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を設立する。
- 12 甲は、この契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行うものとし、甲が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、乙の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 13 乙は、相互に協力し本件業務を実施しなければならない。
- 14 この契約で定める業務に係る乙の債務、義務又は責任のうち、設計業務に関

しては設計企業がこれを受託し、その他の一切の業務については、建設企業がこれを別途甲の承諾を得たうえで提出される共同企業体協定書により共同連帯してこれを請け負うものとする。

- 15 乙は、この契約の履行のために乙に必要とされる全ての許認可を必要とされるより前に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。
- 16 前項に定める許認可の取得が甲の責めにより遅延した場合、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約事項に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、14日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約事項の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(一般的損害)

第3条 本件成果物の引渡し前に、本件成果物又は工事材料について生じた損害その他本件業務に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第38条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第39条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 乙は、日本国の法令に従い、善良なる管理者の注意をもって、安全を確保し、本件業務を行うものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第4条 本件業務について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第39条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(法令変更による損害)

第5条 契約期間中に法令変更が行われた場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- 一 乙が受けることとなる影響
 - 二 法令変更に関する事項の詳細（法令変更に伴い提示条件又は本件提案の内容の変更等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。）
- 2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
 - 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始の21日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応措置を乙に対して通知し、乙は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の追加費用の負担は、次のとおりとする。
 - 一 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する追加費用を負担する。
 - ア 本事業に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 第2号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更
 - 二 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。
 - ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 税制度に関する法令変更のうち、法人の利益にかかる税の税制度に関する法令変更
 - 4 法令変更によりこの契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置を講ずる必要がある場合において、かかる対応措置を講ずることに多大な費用を要するなどこの契約の継続が著しく困難である場合、甲は乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(契約の保証)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかの保証を付す場合は、当該保証は第63条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、設計成果物（未完成の設計成果物及び本件業務を行う上で得られた記録等を含む）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第28条第2項の規定による検査に合格したもの及び第46条第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金

が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の甲に対する設計費又は施工費の支払請求債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、乙の甲に対する設計費又は施工費の支払請求債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第8条 乙は、本件成果物(第48条第1項の規定により準用される第22条、第34条に規定する指定部分に係る成果物及び第48条第2項の規定により準用される第22条、第34条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(以下「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従い、乙又は甲及び乙の共有に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲に対し、次の各号に定める行為を許諾する。この場合において、乙は著作権法19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。また、乙は次の各号に掲げる成果物の利用を甲以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 本件成果物の内容を公表すること。
- 二 甲が設計成果物又は工事目的物の利用目的の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 三 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 四 工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

- 3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 一 本件成果物の内容を公表すること。
- 二 工事目的物に乙の実名又は変名を表示すること。

- 4 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- 5 乙は、甲が承諾した場合には、本件成果物を複製し、又は翻案することがで

きる。

- 6 甲は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 7 甲は、乙が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 8 乙は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
- 9 乙は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第8条の2 乙は、本件成果物に係る著作権法2章及び3章に規定する乙の権利を第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は同意を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

- 第9条 乙は、本件業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する本件業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が募集要項等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が募集要項等において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、直ちに委任届又は下請負届及び履行体系図を提出しなければならない。
 - 5 甲は、前項の届出による委任又は下請負が業務の履行について、著しく不適當であると認めるときは、その変更を請求することができる。

第9条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該各号に掲げ

る届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出をしていない建設業者
 - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出をしていない建設業者
 - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない建設業者
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 乙と直接下請契約を締結する下請負人（次のいずれにも該当する場合）
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると甲が認める場合
 - ロ 甲の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者に前項各号に掲げる届出をさせ、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を提出することについて、乙が甲に約した場合
 - 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人（次のいずれかに該当する場合）
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となるなど特別の事情があると甲が認める場合
 - ロ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に当該確認書類を提出することについて、乙が甲に約した場合

（特許権等の使用）

- 第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、履行方法等を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 2 乙は、甲が本施設的设计、所有及び使用（甲がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）に必要な特許等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権及び使用権（以下、「特許権等利用権」という。）を、自らの費用

及び責任で甲に付与し、また、かかる特許等の権利者をして甲に付与せしめなければならない。ただし、前項ただし書きに該当するときは、この限りではない。

- 3 本件契約の終了後における、前項に規定する特許権等利用権の取扱は以下のとおりとする。
 - 一 乙が保有する特許権等利用権については、甲は、無償にて、本施設の存続中利用することができるものとする。
 - 二 第三者が保有する（共有する場合を含む。）特許権等利用権については、乙は、甲が無償にて利用することができるように対応をすることとし、かつ、かかる対応ができないことにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、第1項ただし書きに該当するときは、この限りではない。
- 4 乙は、本件契約の請負代金は、前3項に定める措置（特許権等使用権の付与、著作権の利用等に係る措置を含むがこれに限らない。）の対価を含むものであることを確認する。

（調査職員）

- 第11条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 甲の意図する本件成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約事項及び本件成果物の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 3 甲は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約事項に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 甲が調査職員を置いたときは、この契約事項に定める書面の提出は、募集要

項等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(監督員)

第12条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、募集要項等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての乙又は乙の管理技術者、現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 募集要項等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

三 募集要項等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

四 この契約事項及び募集要項等の記載内容に関する乙の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答

五 本件業務の進捗の確認、募集要項等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約事項に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督員を置いたときは、この契約事項に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、募集要項等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督員を置かないときは、この契約事項に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(履行報告)

第13条 乙は、この契約事項及び募集要項等に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(調査業務)

第14条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、募集要項等に規定される調査業務を実施するものとする。また、乙は、募集要項等に定めるもののほか、設計業務又は建設業務の実施に必要な調査等を行うものとする。

- 2 乙は、前項の調査等を実施するときは、甲に連絡し、その承諾を得たうえで自己の責任及び費用において実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による調査等を終了したときは、当該調査等に係る報告書（以下「調査報告書」という。）を甲に提出して、その確認を受けなければならない。
- 4 乙が第1項の規定により実施した調査等の不備、誤謬等又は乙が十分な調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、乙が負担するものとする。

(設計業務)

第15条 乙は、この契約事項及び募集要項等の定めるところに従い、この契約事項に定める設計期間を遵守して、募集要項等に基づき、本施設についての設計業務を実施するものとし、この契約の締結後速やかに、基本設計の設計業務に着手するものとする。なお、整備対象施設については基本設計及び実施設計を行い、整備対象外施設については基本設計のみを行うものとする。

- 2 乙は、甲に対し、各暦月分の設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、当該暦月の末日から5日を経過する日までに報告書を提出し、甲の承諾を得るものとする。甲は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時、乙に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。

(設計業務工程表)

第16条 乙は、この契約締結後10日以内に募集要項等に基づいて、設計業務工程表及び設計業務実施体制表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の設計業務工程表を受領した日から5日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約事項の他の条項の規定により設計期間、募集要項等又は本件提案が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して設計業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、乙は、設計業務工程表の再提出の請求があった日から10日以内に甲に提出しなければならない。
- 4 設計業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(管理技術者)

第17条 乙は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領、第19条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に関する乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第18条 乙は、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第19条 甲は、管理技術者、照査技術者又は乙の使用人若しくは第9条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(設計業務に係る貸与品等)

第20条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、募集要項等に定めるところにより、業務の完了、募集要項等の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（募集要項等と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第21条 乙は、設計業務の内容が募集要項等又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲又は監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従い、図書の訂正その他必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該不適合が、甲又は監督員の指示による時その他甲の責に帰すべき事由による時は、甲は、必要があると認められるときは、設計期間若しくは設計費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計成果物の検査及び引渡し）

第22条 乙は、この契約に基づき各設計成果物を完成したときは、その都度、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、当該設計成果物の完成を確認するための検査を完了し、その都度、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、乙が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、実施設計に係る設計成果物について、乙が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、設計業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検

査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

- 6 乙は、設計成果物に係る一切の責任を負うものとし、第2項又は前項の規定による検査を受けた場合においても、当該成果物がこの契約の内容に適合しないことに基づく乙の責任及び募集要項等及び本件提案に従って工事目的物の工事を実施すべき責任は免除されないものとする。
- 7 設計成果物にこの契約の内容に適合しない事項がある場合には、第36条を準用する。この場合において、第36条中「工事目的物」とあるのは「設計成果物」、「第36条4項又は5項」とあるのは「第22条3項又は4項」、「支給材料」及び「その材料」とあるのは「貸与品等」と読み替える。

(施工費内訳書)

- 第23条 乙は、設計成果物の引渡しと同時に、設計成果物及び募集要項等に基づいて施工費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 この契約事項の他の条項の規定により募集要項等が変更されたことにより、内訳書を変更する必要がある場合、乙は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の内訳書を、甲に提出し、変更内容について甲の承諾を受けなければならない。
 - 3 内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。ただし、出来形部分に係る部分払金の額を算定する場合、部分引渡しに係る施工費の額を算定する場合、この契約に基づき乙から引渡しを受ける出来形部分の価格を決定する場合及び設計変更により契約金額の変更を要する場合においては、内訳書の内容に基づくものとする。

(近隣住民に対する説明及び環境対策等)

- 第24条 乙は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、整備対象施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。
- 2 乙は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の整備対象施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策（反対運動等に対する対応を含む。）を行わなければならない。
 - 3 第1項の場合において、要求水準書で定めた本事業の内容及び整備対象施設の規模に係る事項に関する説明及び合理的な範囲での必要な対策（当該内容又は当該事項に関する反対運動等に対する対応を含む。）は、甲の責任とする。
 - 4 乙は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、

その概要を甲に報告しなければならない。

- 5 甲は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、乙が行う説明に協力するものとする。
- 6 乙は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を甲に報告しなければならない。
- 7 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(建設業務工程表)

第25条 乙は、第22条の規定により実施設計に係る設計成果物を甲に引渡した日から10日以内にこの契約事項、募集要項等及び設計成果物の定めるところに従い、建設業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の建設業務工程表を受領した日から5日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約の変更により、建設業務工程表を変更する必要がある場合、乙は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の建設業務工程表を、甲に提出しなければならない。
- 4 建設業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 5 乙は、次の各号に定める日又は時間帯については、原則、工事を施工しないものとする。

一 工事を施工しない日 [土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)]

二 工事を施工しない時間帯 [午後5時から午前8時30分まで]

(現場代理人及び主任技術者等)

第26条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集要項等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者又は監理技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項本文に規定する専任の主任技術者又は専任の監理技術者)
- 三 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
- 四 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約に基づく建設業務の履行において、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第27条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、当該建設業務に関する乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 乙は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第27条 甲は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲又は監督員は、監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第28条 工事材料の品質については、募集要項等、本件提案及び設計成果物に定めるところによる。上記文書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、募集要項等において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（工事監理者の設置）

- 第28条の2 乙は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を甲に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。
- 2 甲は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第29条 乙は、募集要項等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、募集要項等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて募集要項等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集要項等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じ

ないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(建設業務に係る支給材料及び貸与品)

第30条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集要項等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集要項等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適當でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければ

ならない。

- 9 乙は、募集要項等に定めるところにより、工事の完成、募集要項等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が募集要項等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第31条 甲は、工事用地その他募集要項等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（募集要項等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、募集要項等及び本件成果物の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(募集要項等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第32条 乙は、工事の施工部分が募集要項等、本件提案又は設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは

工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、乙が第28条第2項又は第29条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集要項等、本件提案又は設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(臨機の措置)

第33条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他本件業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(工事目的物の検査及び引渡し)

第34条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを施工費

の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(中間検査)

第34条の2 甲は、工事の施工途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて中間検査を行うことができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 甲は、前項の検査を実施したときは、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、工事が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(部分使用)

第35条 甲は、第34条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合等)

第36条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場

合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第34条第4項又は第5項（第48条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

7 甲が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

8 甲は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

11 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約

不適合に関する請求等をする事はできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 12 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害賠償請求等)

第37条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により、期間内に設計業務又は建設業務を完成することができないとき。

二 本件成果物に契約不適合があるとき。

三 第60条、第60条の2条の規定により本件成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の賠償金の額は、完成できない設計業務又は建設業務に応じて設計費又は施工費から出来形部分に相応する設計費又は施工費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第40条第2項又は第41条第2項(第48条において準用する場合を含む。)の規定による設計費又は施工費の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(不可抗力による損害)

第38条 本件業務を行う場合において、本件成果物の引渡し前に、天災等(募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)

で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来高部分(以下本条及び第65条において「業務の出来高部分」という。)、工事目的物、仮設物又は作業現場及び工事現場に搬入済みの調査機械器具及び工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの、設計図書に

定めるところ及び第39条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来高部分、工事目的物、仮設物又は作業現場及び工事現場に搬入済みの調査機械器具及び工事材料若しくは建設機械器具であって第28条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定による検査、立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下本条において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 本件成果物に関する損害
損害を受けた本件成果物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は調査機械器具及び建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は調査機械器具及び建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本件成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(火災保険等)

第39条 乙は、本件成果物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を募集要項等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、本件成果物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（設計費の支払）

第40条 乙は、第22条第2項の検査に合格したときは、設計費の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計費を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により第22条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（施工費の支払）

第41条 乙は、第34条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、施工費の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に施工費を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により第34条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金）

第42条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の設計完成の時期及び工事完成の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契

- 約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条に規定する経費(以下「前払金対象経費」という。)について、前払金の支払を甲に請求することができる。
- 2 前項の規定による前払金の額は、設計費の10分の3以内及び施工費の10分の4以内を限度とする。
 - 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 乙は、第1項の前払金の支払いを受けた工事が、次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合は、前払金対象経費について、施工費の10分の2以内の額を限度として前払金を甲に請求することができる。この場合において、乙は、あらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託しなければならない。
 - 一 施工期間の2分の1を経過していること。
 - 二 工程表により施工期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が施工費の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - 5 前項の規定により請求する前払金の額と、第1項の規定により請求し支払を受けた前払金の額との合計額は、施工費の10分の6を超えることができない。
 - 6 部分払(繰越に係る年度末の部分払を除く。)を請求する工事については、第4項の前払金の請求をすることができない。
 - 7 乙は、第4項の規定により前払金を請求しようとするときは、あらかじめ甲の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から当該認定の請求を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を原則として7日以内に乙に通知しなければならない。
 - 8 乙は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、第4項の規定による前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
 - 9 甲は、前払金については、市の財政の状況等により、これを減額し、又は支払しないことができる。
 - 10 前払金の支払をした後に、設計変更等の理由により、設計費又は施工費が増額された場合においても前払金は増額しないものとする。
 - 11 設計変更等の理由により設計費又は施工費が減額された場合においては、先に支払した前払金が減額後の設計費の10分の4又は施工費の10分の5(第4項の規定による前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、その超える部分については、契約変更後、最初の部分払金の支払をするときに

決済しなければならない。

(前払金の使用等)

第43条 乙は、設計費の前払金をこの設計業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 乙は、施工費の前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(義務違反による前払金の返還)

第44条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の金額又は一部を返還しなければならない。

- 一 乙が、前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。
- 二 乙が、その契約義務を履行しないとき。

(契約金額の変更方法等)

第45条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約事項の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(部分払)

第46条 乙は、工事の完成部分が、次の各号に掲げる出来高となったときは、その完成部分の施工費相当額の10分の9を限度として部分払の請求をすることができる。ただし、第42条第4項の前払金を請求する工事については、部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）の請求をすることができない。

一 前払金の支払をした工事

第1回の部分払 工事の完成部分が10分の5以上

第2回の部分払 工事の完成部分が10分の7以上

- 二 前払金の支払をしない工事
- 第1回の部分払 工事の完成部分が10分の3以上
 - 第2回の部分払 工事の完成部分が10分の5以上
 - 第3回の部分払 工事の完成部分が10分の7以上
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料(第28条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限り。)若しくは製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、募集要項等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 前項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項の規定により計算した額から、既に支払われた部分払金の額に相当する額を控除するものとする。

(部分払金の支払をする場合の前払金の精算)

第47条 甲は、前払金の支払をした工事の部分払金の支払をする場合は、前条の規定により計算した額から、その額に施工費に対する前払金額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

(部分引渡し)

第48条 設計成果物又は工事目的物について、甲が募集要項等において本事業の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の事業が完了したときについては、第22条中「設計成果物」とあるのは、「指定部分に係る設計成果物」と、「設計費」とあるのは、「指定部分に係る設計費」と、第38条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と、また第34条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第41条中「施工費」とあるのは「部分引渡しに係る施工費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、設計成果物又は工事目的物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第22条中「設計成果物」とあるのは、「引渡部分に係る設計成果物」と、「設計費」とあるのは、「引渡部分に係る設計費」と、第40条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と、また第34条中「工事」とあるのは「引渡部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「引渡部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第41条中「施工費」とあるのは「部分引渡しに係る施工費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第40条又は第41条の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る設計費又は施工費は、第1項にあつては指定部分に相応する設計費又は施工費とし、前項にあつては引渡部分に相応する設計費又は施工費とする。
- 4 前項の場合において、部分引渡しに係る設計費又は施工費は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、指定部分に相応する設計費又は施工費は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第1項又は第2項の規定により準用される第40条第1項又は第41条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 一 第1項に規定する部分引渡しに係る設計費又は施工費
指定部分に相応する設計費又は施工費×(1-前払金額/契約金額)
 - 二 第2項に規定する部分引渡しに係る設計費又は施工費
引渡部分に相応する設計費又は施工費×(1-前払金額/契約金額)

(第三者による代理受領)

第49条 乙は、甲の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第40条(前条において準用する場合を含む。)、第41条(前条において準用する場合を含む。)又は第46条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第50条 乙は、甲が第42条(同条第9項の規定に基づき、前払金の支払をしない場合を除く。)、第46条又は第48条において準用される第40条又は第41条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず

らず支払をしないときは、本件業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が本件業務を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第51条 甲又は乙は、本事業における事業費限度額決定日(令和4年1月19日)以降の日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設計費又は施工費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して設計費又は施工費の変更を請求することができる(設計費及び施工費の変更を同時に請求することもできるものとする。以下設計費又は施工費を個別に又は総称して「施工費等」という。)

- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残施工費等(施工費等から当該請求時の出来形部分に相応する施工費等を控除した額をいう。以下本条において同じ。)と変動後施工費等(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施工費等に相応する額をいう。以下本条において同じ。)との差額のうち変動前残施工費等の1000分の15を超える額につき、施工費等の変更に応じなければならない。
- 3 変動前施工費等及び変動後残施工費等は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により施工費等の変更を行った日から12月を経過した後において再度行うことができる。
- 5 特別な要因により施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施工費が不相当となったときは、甲又は乙は、前4項の規定によるほか、施工費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施工費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前5項の規定にかかわらず、施工費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、施工費の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(条件変更等)

第52条 乙は、本件業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 募集要項等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
 - 二 募集要項等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 募集要項等の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと（工事現場に、募集要項等に明示されておらず、通常この契約締結時点において予見し得ない地質障害、地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財その他の土地の瑕疵がこの契約締結後に発見されたときを含む。）。
 - 五 募集要項等で明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集要項等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し募集要項等を訂正する必要があるもの。提示条件については甲が行い、その余は乙が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し募集要項等を変更する必要があるもの。甲と乙とが協議のうえ、提示条件については甲が行い、その余は乙が

行う。

- 5 前項の規定により募集要項等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは本件業務の履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(募集要項等の変更)

第53条 甲は、必要があると認めるときは、募集要項等の変更内容及び理由を乙に通知して、募集要項等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは本件業務の履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第54条 乙は、天候の不良、第24条第7項の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により履行期間内に本件業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責に帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第55条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この契約事項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第56条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第54条の場合にあ

っては、甲が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更に代える募集要項等の変更)

第57条 甲は、この契約事項の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集要項等を変更することができる。この場合において、募集要項等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務に係る乙の提案)

第58条 乙は、募集要項等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき募集要項等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集要項等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により募集要項等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(業務の中止)

第59条 公共土木事業予定地等において必要な資機材を用いて行われる調査業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は工事用地等の確保ができない等のため若しくは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事又は作業現場の状態が変動したため、乙が本件業務を履行できないと認められるときは、甲は、本件業務の中止内容を直ちに乙に通知して、本件業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件業務の中止内容を乙に通知して、本件業務の全部又は一部の履行を一時中止させることが

できる。

- 3 甲は、前2項の規定により本件業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が本件業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。但し、乙の責めに帰すべき事由による場合は当該増加費用又は損害は乙が負担するものとし、不可抗力による場合は当該増加費用又は損害のうち契約金額の100分の1までは乙が負担し、それを超える額は甲が負担する。

(甲の催告による解除権)

第60条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 一 第7条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、相当の期間を定めてその履行の催告をしても、その期間内になお業務に着手しないとき。
- 三 その責に帰すべき事由により各業務をその期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第26条第1項第2号に掲げる者を設置せず、相当の期間を定めてその設置の催告をしても、その期間内になお設置しなかったとき。
- 五 関係法令の規定により、本件業務の履行に必要な許認可等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- 六 前5号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 七 第64条又は第64条の2第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の催告によらない解除権)

第60条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第7条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 第7条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本件業務の履行以

外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に反し、甲が乙に対する契約関係を継続することが困難であると合理的に認めたとき。

第60条の3 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

一 乙のいずれかの者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

二 乙のいずれかの者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

三 乙のいずれかの者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

四 乙のいずれかの者（その役員及び使用人を含む。）が刑法（明治40年法律

第45号) 第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

(暴力団等関与に対する甲の解除権)

第61条 甲は、乙のいずれかの者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条及び第67条において同じ。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下本条及び第67条において「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 役員等(乙の役員又はその支店若しくは常時本件業務と同種の契約の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本条において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
- 三 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 四 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 六 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(その他の甲の解除権)

第62条 甲は、本件業務が完了するまでの間は、前4条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金等)

第63条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第60条、第60条の2又は第61条の規定により本件成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 本件成果物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - 3 第1項の場合(第61条の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
 - 4 乙は、この契約に関して第60条の3各号のいずれかに該当するときは、本件成果物の完成前か完成後かにかかわらず、契約金額の10分の1以上の額を賠償金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。
 - 5 第1項又は第4項の規定にかかわらず、乙がこの契約に関して第60条各号、第60条の2各号、第60条の3各号又は第61条のいずれかに該当することによって生じた損害の額が第1項又は第4項の違約金又は賠償金の額を超える場合においては、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

(乙の催告による解除権)

第64条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第64条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第53条の規定により募集要項等を変更したため契約金額が3分の1以下に減少したとき。
- 二 第59条の規定による本件業務中止期間が各業務の履行期間の10分の5（各業務の履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本件業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第65条 この契約が設計業務の完了前に解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第48条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第48条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費（以下「既履行部分設計費」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分設計費は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第66条 甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、施工の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。この場合

において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第46条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金等の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第60条から第61条まで又は第63条第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金等の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年●パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第62条又は第64条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 この契約が設計業務の完了前に解除された場合において、第42条の規定による前払金があったときは、乙は、第60条から第60条の3まで又は第63条第2項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第48条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年●パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第60条又は第60条の2の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、この契約が設計業務の完了前に解除され、かつ、第1項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第42条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第48条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第60条から第60条の3まで又は第63条第2項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年●パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第60条又は第60条の2の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品がある

ときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 8 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する設計の出来高部分（第48条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 9 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 10 第6項前段及び第7項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第60条から第61条まで又は第63条第2項の規定によるときは甲が定め、第62条又は第64条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 11 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第67条 乙は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに甲に報告しなければならない。

（あっせん又は調停）

第68条 工事において、この契約事項の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による秋田県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん

又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第27条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第69条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第70条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第71条 この契約事項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

仲 裁 合 意 書

事 業 名 仁井田浄水場等整備事業

工 事 場 所 秋田市仁井田字新中島 2 2 1 番地の 2 ほか（仁井田浄水場）
秋田市豊岩豊巻字上野 1 6 4 番地（豊岩浄水場）
秋田市豊岩豊巻字下川原 1 6 1 番地の 7（豊岩取水場）

令和 5 年●月●日に締結した上記事業に係る「仁井田浄水場等整備事業設計及び建設
工事請負契約書」に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する
下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 秋田県建設工事紛争審査会

令和 5 年●月●日

発注者 住所 秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号

氏名 秋田市上下水道局
秋田市上下水道局事業管理者

●● ●●

印

受注者 住所

氏名

印

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続きによってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

請負契約特約事項

- 1 この業務は、令和4年度から令和9年度にわたるものである。
- 2 各年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和4年度	設計費	●円	施工費	●円
令和5年度	設計費	●円	施工費	●円
令和6年度	設計費	●円	施工費	●円
令和7年度	設計費	●円	施工費	●円
令和8年度	設計費	●円	施工費	●円
令和9年度	設計費	●円	施工費	●円
- 3 受注者が各年度中に請求できる金額は、当該年度の出来高予定額の設計費及び施工費を限度とし、残額は当該年度の翌年度に支払う。
- 4 この請負契約における契約事項第42条の規定の適用については、同条中「設計費の」とあるのは「各年度の出来高予定額の設計費の」と、「施工費の」とあるのは「各年度の出来高予定額の施工費の」と、「施工期間」とあるのは「各年度の施工期間」と、「設計費又は施工費が」とあるのは「各年度の出来高予定額の設計費又は施工費が」とする。
- 5 受注者は、設計及び工事着手時の前払金を契約事項第42条第2項の率により、各年度に請求することができる。
- 6 受注者は、工事着手時の前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を契約事項第42条第4項の率により、各年度に請求することができる。
- 7 受注者が、設計及び工事着手時の前払金又は中間前払金を受けようとする場合の保証期限については、令和6年度は令和7年3月31日、令和7年度は令和8年3月31日、令和8年度は令和9年3月31日、令和9年度は業務の完成期限とする。
- 8 令和7年度における設計及び工事着手時の前払金は、設計及び工事の既済部分の請負代金相当額が前年度までの出来高予定額の設計費及び施工費の累計額に達した日（その日が令和7年4月1日より前の日である場合は令和7年4月1日とする。）以降に請求することができる。

令和8年度における設計及び工事着手時の前払金は、設計及び工事の既済部分の請負代金相当額が前年度までの出来高予定額の設計費及び施工費の累計額に達した日（その日が令和8年4月1日より前の日である場合は令和8年4月1日とする。）以降に請求することができる。

令和9年度における設計及び工事着手時の前払金は、設計及び工事の既済部分の請負代金相当額が前年度までの出来高予定額の設計費及び施工費の累計額に達した日（その日が令和9年4月1日より前の日である場合は令和9年4月1日とする。）以降に請求することができる。

- 9 この請負契約における契約事項第46条及び第47条の適用については、第46条中「工事の完成部分が」とあるのは「各年度の出来高予定額の施工費に対する当該各年度の工事の完成部分が」と、第47条中「施工費」とあるのは「当該年度の出来高予定額の施工費」と、「前払金額」とあるのは「当該年度の前払金額」とする。
- 10 前項の規定により読み替えて適用する契約事項第46条第1項の規定による部分払の請求については、当該請求額並びに既に支払われた部分払金額及び前払金額の和は、この契約に係る工事の既済部分の10分の9相当額を超えることができない。
- 11 第9項の規定により読み替えて適用する契約事項第46条第1項及び前項の規定にかかわらず、受注者は、この契約に係る工事の既済部分の10分の9相当額が、当該年度までの各年度の出来高予定額の施工費の累計額を超える場合は、当該年度の出来高予定額の施工費の全額を請求することができる。ただし、当該請求額ならびに当該年度において既に支払われた部分払金額及び前払金額の和は、当該出来高予定額の施工費を超えることができない。
- 12 発注者は、予算上の理由等により、第2項、第3項、第5項及び第6項の金額を変更することができる。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

_____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	
業務の種類、内容及び方法	

作成する設計図書の種類	
工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	

設計又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：	建築士 【登録番号】 第 号
【氏名】：	
【資格】：	建築士 【登録番号】 第 号
(建築設備の設計に関し意見を聞く者)	
【氏名】：	
【資格】：	建築士 【登録番号】 第 号 設備士

※従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはその氏名及び資格についても記載する。

※従事することとなる建築士すべての建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを添付すること。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）	

(注1) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

(注2) 第三者への再委託に係る事項については、設計及び建設工事請負契約書第9条第3項に規定する承諾手続きにより実施する。

年 月 日

甲 住所 秋田市川尻みよし町14番8号
氏名 秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者



印

乙 住所
氏名

印